「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」徳島県記録映像・写真撮影及び制作業務
提案募集要項

ワールドマスターズゲームズ 2027 関西徳島県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西（以下「本大会」という。）」において実行委員会が主催・運営する公式競技や地域拠点・交流の場の活動状況を記録し、大会の公式な開催記録として未来に引き継いでいくため、各競技会場や地域拠点・交流の場で映像及び写真を撮影し、記録映像・写真を制作することを目的とする業務を委託するに当たり、専門的知識や豊富な経験を有する受託者を選定するため、次により公募によるプロポーザルを実施する。

1　業務内容

別添の提案仕様書のとおり

2　提案に係る見積上限額

⑴　令和８年度

金 693,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

⑵　令和９年度

金 6,232,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3　参加資格

⑴　単独企業による参加

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア　次の（ア）から（コ）までのいずれの事項にも該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

（イ）地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受けていない者

（ウ）徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

（エ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

（オ）会社更生法(平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者

（カ）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第３条又は第８条第１項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から２年を経過しない者

（キ）都道府県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者

（ク）労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
（ケ）役員(法人の監査役及び監事を含む)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
a　成年被後見人又は被保佐人
b　破産者で復権を得ない者
c　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
（コ）特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

⑵　共同企業体による参加
全ての構成員が⑴に掲げる要件を全て満たす者であること。

４　参加手続等
⑴　募集のスケジュール
ア　募集開始　令和８年 11 月 13 日（金）から
イ　参加表明の受付期間　令和８年 11 月 13 日（金）から
同年 11 月 25 日（水）午後５時まで
ウ　質問書の受付期間　令和８年 11 月 13 日（金）から
同年 11 月 25 日（水）午後５時まで
エ　質問に対する回答　令和８年 11 月 27 日（金）までに回答
オ　提案書の提出期限　令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで
カ　プレゼンテーション出席者の報告　令和８年 12 月 11 日（金）午後５時まで
キ　プレゼンテーションの実施　令和８年 12 月 21 日（月）
ク　選定結果の通知　令和８年 12 月下旬予定
ケ　契約の締結　令和８年 12 月下旬予定
コ　契約期間　令和９年７月 30 日（金）まで

⑵　提出書類等

区分	提出書類、記載事項等	提出部数	提出方法
参加表明	①様式第１号（参加表明書） ②様式第２号（組織概要及び事業実績） ③法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ④直近の事業年度における決算書又は税務申告 ⑤都道府県税及び国税に未納がないことの証明書（提出日において発行の日から３か月以内のもの） ※共同企業体による参加の場合は、②～	原本 各１部	持参又は郵送（書留郵便に限る）

	⑤に規定する資料について構成する全ての事業者が提出すること。		
質問及び回答	①様式第３号（質問書） ※質問に対する回答は、原則として参加表明書提出者全員に、電子メールにより行う。	―	電子メール
提案書等の提出	①様式第４号（提案書） 次の内容を記載すること。 ・ 仕様書の各項目に対する提案 ・ 業務に携わるスタッフ体制 ・ 業務実施に係るスケジュール ・ 業務に係る経費見積り ※消費税及び地方消費税（税率 10%）を含めて積算すること。 ※令和８年度及び令和９年度の各年度の経費見積りを明示すること。	原本１部 副本 10 部	持参又は郵送（書留郵便に限る）
プレゼンテーションの出席者報告	①出席者の所属、職及び氏名 ※プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、当実行委員会で準備するため、希望があれば出席者と併せて報告すること。	―	電子メール

（備考）

１ 提出された書類は、原則として返却しない。

２ 提出期限後は、提出書類の変更、追加、差替え、再提出又は撤回は認めない。ただし、審査に影響を与えない軽微なものは、この限りでない。

３ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第 51 号）に定める単位とする。

４ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製する場合がある。

５ 持参による場合は土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前 10 時から午後５時までに、郵送等による場合は書留郵便、宅配便等により期限内必着で提出すること。
また、電子メールによる場合は、送信後、電話で着信の確認をすること。

６ 質問の内容は、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

⑶ 提出先

〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地
（徳島県観光スポーツ文化部スポーツ振興課ワールドマスターズゲームズ推進室内）
ワールドマスターズゲームズ 2027 関西徳島県実行委員会事務局
電話番号　　088-621-2959
メールアドレス　wmg2027_tloc@mail.pref.tokushima.lg.jp

5　受託候補者の選定

⑴　選定方法

実行委員会が設置する選定委員会において、参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、最高順位者となった参加者を受託候補者とする。ただし、審査の結果、いずれの参加者も受託候補者には適切でないと判断された場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

また、参加者が１者である場合には、受託候補者としての適否を総合的に評価して受託候補者を選定する。

ア　プレゼンテーションの所要時間

１者当たり 30 分以内（説明 15 分以内、質疑 15 分以内）を予定している。ただし、参加表明書の提出者が多数の場合は、時間を短縮する場合がある。

イ　プレゼンテーションに関する注意事項

（ア）プレゼンテーション開始時間及び実施場所は後日通知する。

（イ）プレゼンテーションの順番は、実行委員会が厳正な抽選を行い決定する。

（ウ）プレゼンテーションの出席者は、各参加者最大５名までとし、出席者の所属・職・氏名を、所定の期日及び時間までにメールで報告すること。

（エ）プレゼンテーションの開始時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを実施しなかった場合は、審査対象としない。

（オ）選定委員会は非公開とする。

（カ）プレゼンテーション時の追加資料の提出及び提示は認めない。

⑵　評価基準

評価項目	評価の着目点	判断基準
提案内容	業務理解・企画力・独自提案 配点：50 点	業務の目的、趣旨等を十分に理解し、各業務の流れや構成等について、十分な知識・知見の下、具体的な計画となっているか。（25 点） 仕様書の内容とは別に独自の提案があり、制作する映像・写真を通して、競技の魅力や、競技・イベント参加者、観客等の感動と歓喜の様子が効果的に伝わることが期待できる提案がされているか。（25 点）
業務遂行能力	実績 配点：20 点	提案内容を裏付ける類似実績等があるか。
	実施体制 配点：10 点	業務実施に当たり、業務遂行可能な人員体制が確保されているか。
	スケジュール 配点：10 点	業務実施に係るスケジュールについて、行程に無理がなく、作業手順は適切であるか。
経費積算の妥当性 配点：10 点		限られた予算内での効果的かつ効率的な提案がされており、提案内容と整合が図られているか。

⑶　選定結果等

ア　プレゼンテーションを実施した全ての参加者に、書面で通知する。また、最優秀提案者の名称等は、ホームページで公表する。

イ　選定に係る評価、結果等に関する照会には一切応じない。

ウ　選定結果に対する異議の申立ては、受け付けない。

エ　提出書類に係る虚偽の記載が明らかになった場合又は受託候補者に重大な瑕疵があった場合、業務遂行の意思が認められない場合若しくは業務遂行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消す場合がある。

6　注意事項等

⑴　提案に関する事項

ア　１者につき、１提案とすること。

イ　提案のために実行委員会から提供した資料は、許諾なく公表し、又は使用しないこと。また、返却する必要があるものについては、プレゼンテーションの実施の日までに返却すること。

ウ　提案に係る一切の費用（書類作成費、プレゼンテーション参加に係る交通費等）は、参加者の負担とすること。

エ　参加表明書提出後に、参加を辞退する場合は、令和８年 12 月 11 日（金）午後５時までに、様式第５号（辞退届）を持参又は郵送等により提出すること。この場合において、持参による場合は土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前 10 時から午後５時までに、郵送等による場合は書留郵便、宅配便等により期限内必着で提出すること。なお、共同企業体による参加を表明している場合は、構成企業ごとに提出すること。

オ　成果物及びその構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉及び処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は業務に係る経費見積額に含めること。

カ　提出された参加表明書、組織概要及び事業実績並びに提案書が次のいずれかに該当する場合は、その参加表明書等は無効とするものとする。

（ア）この要項に定める提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合

（イ）記載すべき事項の全部又は一部が記載されておらず、又は虚偽の内容が記載されている場合

（ウ）この要項及び仕様書に示した提案に関する条件に適合しない場合

（エ）その他不正な行為等があったと認められる場合

⑵　契約に関する事項

ア　実行委員会は、受託候補者の選定後、同者との間で、提案内容及び見積金額を基に具体的な契約の履行条件等を協議し、双方が合意に至った場合に契約を締結する。当該協議が調わない場合は、5⑴による順位付けの次点の者と協議し、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

イ　契約は、令和８年度及び令和９年度に係る業務実施について、契約締結の日から令和９年７月 30 日までを期間として、締結する。

⑶　業務実施に関する事項

ア　委託業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、全て委託者に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権（同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。

イ　受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合は、事前に委託者の承諾を得た上で業務の一部を委託し、又は請け負わせることができる。

ウ　委託者が保有する資料、画像、映像等は、委託業務を実施するために必要な範囲内で、委託者から受託者に提供する。受託者は、委託者から資料等の提供を受けたときは、責任をもって管理を行うとともに、返却する必要があるものについては業務完了後速やかに返却すること。また、当該業務の実施以外の目的で、委託者から提供した資料等を使用することは、認めない。

エ　受託者は、委託者からの求めに応じて、業務の進捗状況、経費の執行状況等について報告を行うこととする。

オ　受託者（受託者が雇用する者等を含む。）は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡してはならない。ただし、委託者の許可を得た場合は、この限りではない。

カ　受託者は、委託業務を遂行するに当たって個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、毀損の防止その他個人情報の保護に万全を期さなければならない。